# 作業環境測定 32

作業環境測定士　竹内邦明

## 「局所排気装置」の自主点検できていますか？

今年の春先から夏にかけて、弊社には多くの事業者様から「労働基準監督署の立ち入り調査で指導を受けた」というご相談が寄せられました。内容の多くは作業環境測定に関するものでしたが、今年は例年と違った相談も複数あり、「作業環境測定は行っているが、局所排気装置の自主点検を行っていないと指摘された」というものです。

空気中の有害物質濃度測定を実施していても、その有害物質を排出する要である設備の自主点検が漏れてしまっているケースが多くありました。担当者の方も前任者からの引継ぎ漏れで実施しなくなってしまったり、そもそも点検の必要性を把握していなかったりと理由はさまざまでした。

皆様の事業場ではいかがでしょうか。今回は、担当者が押さえるべき局所排気装置の基本と管理の重要性をお伝えします。

### 局所排気装置とは？どういう場所に必要なのか

局所排気装置は、有機溶剤や特定化学物質、粉じん等の発生源近くにフードを置き、有害物質が作業者の呼吸域や作業場内に広がる前に吸引・排出する設備です。塗装や洗浄、粉砕、溶接など、有害物を取り扱う作業場での健康障害を防ぐために設置が義務付けられています。

### 押さえておくべき定期自主検査の基本ルール

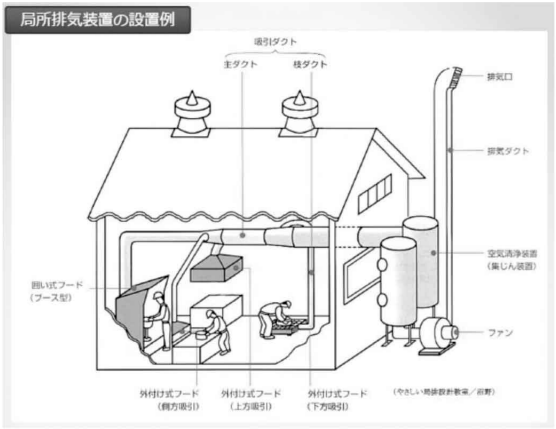
局所排気装置を設置している事業者は、労働安全衛生法（以下、安衛法）に基づき「1年以内ごとに1回」の定期自主検査を行う義務があります。主なポイントは以下の通りです。

▽点検内容

フードやダクトの損壊、ファンの異音・ベルトの緩み、フィルターの目詰まり、吸排気能力等を総合的に点検します。

▽性能基準（制御風速）

フードが開口部で有害物を引き込む速度（制御風速）が、法令の基準値（例：有機溶剤の外付け式フードで0・5m／s以上等）を満たす必要があります。



厚生労働省ホームページ「有機溶剤を正しく使いましょう」リーフレットより

特定化学物質では抑制濃度による基準がある物質があります。

▽資格の要否

点検する際の必須資格はありませんが、専門知識を要するため講習受講が推奨されています。「局所排気装置等自主検査者講習」を各労働基準協会等で実施しています。

▽記録の保存

点検年月日、方法、結果、補修内容などを記録し、「3年間」保管する義務があります。

▽罰則

点検や記録保管を怠った場合、安衛法に基づき50万円以下の罰金が科される可能性があります。

### 適切に機能させてこそ、作業者の健康を守ることができる

「ファンが回っているから大丈夫」という思い込みは危険です。ダクトの詰まりやベルトの摩耗で排気能力が落ちると、有害物質が作業場に漏れ出し、作業者のばく露リスクが高まります。私がお伺いした事業所でも有機溶剤がファンに蓄積していたり、ダクトの曲がり位置に粉じんが堆積して本来の設計風速が出ていないものを確認したことがあります。

装置が本来の性能を発揮していれば、化学物質へのばく露を効果的に低減でき、作業環境測定の結果も改善します。何より、作業者が安心して働ける環境を作ることができます。

局所排気装置の自主点検は、法令遵守はもちろん、保護具などと同様に作業者の健康を守る命綱です。「自社での点検手順が分からない」「測定機器がない」などの不安があれば、ぜひ弊社のような作業環境測定機関へご相談ください。現場の環境改善をサポートいたします。

（㈱アイエンス）

※「局所排気装置等自主検査者講習」（学科2日、実技1日）愛知労働基準協会主催＝問合せ・申込みは当協会総合受付まで（☎052―961―1666）。